

(6) 教師の言動

教師の言動による影響

学校や教室における教師の言動は、教育上大きな意味をもっています。教師と子どもとの関係は、対等でプライベートな交友関係とは違い、大人・教師と子どもという師弟関係・上下関係であるため、教師の言動は子どもの成長にとって大きな影響を及ぼします。教師の言動には、賞罰や評価に関わる内容が含まれていることが多く、権威を伴うため、個人的な評価レベルにとどまらず、社会的な評価につながりやすくなります。それだけに、教師の言動は、子どもから見たときには、教師の主観とは異なって受け止められるということを認識する必要があります。

例えば、教師が子どもに何気なく発する言葉の一つに「なぜ、できないの」があります。教師はできない原因を尋ねたつもりでいても、受け止める子どもは、できないことを詰問されているように感じる場合が往々にあるものです。

教師には高い人権感覚が求められ、日頃、何気なく使っている言葉や立ち振る舞いにも細心の注意を払う必要があります。

いじめをまねく教師の言動

いじめをまねくと考えられる教師の言動のタイプとして、次の5つがあります。

【触発型】教師の言動が誘因となっていじめを触発するタイプ

【共同型】教師の言動が子どものいじめと相まって、いじめの誘因となりうるタイプ

【是認型】教師の言動が子どものいじめを認めることにつながるタイプ

【対処型】教師のいじめへの対処療法的な対応が誘因で、いじめを発展させるタイプ

【不介入型】教師の無関心、見ぬふり、傍観が誘因で、いじめを発展させるタイプ

いじめをまねいた教師の言動事例

【触発型】の事例

「うけねらいがいじめに・・・」(小学校)

小学校6年生担任教師は、おもしろい授業をするので子どもには人気があった。おもしろいと感じるには理由があり、授業中や普段の会話の中には、多くの子どもを動物や食べ物に例えてニックネームで呼ぶからであった。嫌がるニックネームを付けられて子どもたちが苦痛を訴えても、ニックネームで呼ぶことで親近感が深まると勘違いをし、うけをねらった発言を改めることはなかった。そして、教師は学級では動作に時間がかかるA男に「なまけもの」のニックネームを付けて何かにつけて繰り返した。学級の子どもがA男を「なまけもの」とはやし立てるのには時間はかからなかった。

問題点は、教師のうけねらいの言動にあります。教師としては、ユーモアのある楽しい指導を目指したのかもしれませんが、うけをねらった言動が人格や尊厳を傷つけるようなものである限り容認することはできません。確かな人権感覚を身に付けていない、子どもの心の痛みが分からない教師の言葉が、いじめへと発展させることを示唆しています。

【共同型】の事例

「よかれと思って指導したことが・・・」（中学校）

B男は中学校1年生で、吹奏楽部でトランペットを担当していた。トランペットは中学校に入学してから始めたため、なかなかうまく吹くことができなかった。部活動顧問の教師は、3年生のトランペットのパートリーダーに対して、つい不満をこぼし、特別な練習を頼んでしまった。翌日から、「練習しろ」「おまえがいるから、みんなが迷惑している」から始まり、「やめろ」、「部活動休め」などのいやがらせの発言があったり、教師がいないとき、「特訓」と称して全員の前でトランペットを吹かせたりするようになった。B男は、部活動を休みがちとなり、ますますトランペットの上達が遅くなった。

数日後の授業後、教師は、「練習に出てこい」「やる気を出せ」などと元気がないB男を叱咤激励した。部員から、そして担当教師からも追い込まれたB男は、不登校状態になった。

問題点は、教師が無意識のうちにいじめの空間の中にいることです。技能の上達を願うことは自然であっても、生徒に練習を依頼したことにより、B男を部活動のやっかいものであるかのような印象を与えています。また、特訓と称するいじめが部活動の場で行われ、教師からは参加を促されています。教師の発言が結果的に、いじめの場に出てくるよう強制していることにもなっています。技能の上達は、生徒によって異なり、他の生徒に依頼することではありません。教師が成果に期待しすぎるがゆえに起きたいじめの事例であると言えます。

【是認型】の事例

「動作の遅い子どもを指導したのだが・・・」（小学校）

C男は動作がやや緩慢で、他の子どもから「のろま」と言われることがあった。担任は机の上に学用品を準備していないC男に対して、「まだ、何も準備していないの。何回言ったらちゃんとできるの。みんなに迷惑をかけるでしょ。」と言った。他の子どもも、教師の言葉に呼応するように、「そうだよ。迷惑しているんだぞ。のろまなんだから。」と言った。それから、他の子どもたちが、C男に対して「ぐず」「のろま」「迷惑だ」と言ってはやし立てるようになった。

問題点は、C男を指導した担任の発言が、周りの子にC男のマイナスイメージを強く与え、認めたことです。教師は、つい「なぜできないの。」「早くしなさい。」という言葉が発してしまうことがあります。それは、欠点を周りの子どもに強く認識させるとともに、教師の言葉が後ろ楯となって、はやし立てる気持ちを起こさせてしまうことにつながります。その子ができるようになってきた事実の承認の言葉かけが大切であると言えます。

【対処型】の事例

「『チクった』とさらにエスカレートして・・・」（中学校）

中学校2年生の男子の間で、プロレスごっこと称して、休み時間に特定の子どもを押さえ付け、蹴りを入れ、あるいは関節技を決めて喜ぶいじめが発生した。母親や周囲の子どもから情報を得た担任教師は、いじめをやめさせようとして、当事者間で話し合いをさせた。しかし、「チクった」ということでいじめがエスカレートし、仲間はずれ、持ち物隠しへと陰湿に変わっていった。

問題点は、いじめの指導を当事者間だけで解決しようとしたことにあります。いじめをやめさせよう働きかけた教師の指導で、プロレスごっこと称するいじめの行為はなくなったのかもしれませんが、しかし、子どものいじめに対する見方や考え方、感じ方には変化が見られず、教師の目の届かないところで陰湿ないじめとなって継続していることが伺えます。いじめの指導に当たっては、当事者間の解決だけでなく、他の教師にも協力を求め、多面的な情報収集、いじめの全体像の把握を行い、学級・学年全体での的確な対応をとるなどの協働的な体制が必要です。また、いじめの行為の背景にある見方や考え方を把握し、子どもの心に届く計画的な指導が求められます。

【不介入型】の事例

「いつかは解消するだろう・・・」（中学校）

中学校1年生のD男は、小学校の時にいじめっ子であった。D男は体が大きく体力もあり、特にE男に対しては強い口調で命令をしたり、冷やかしたりして優位な立場にあった。

ところが、中学生になってからは、いじめられていたE男の体格や体力が上回り、D男とE男の立場が逆転するようになった。そこで、担任の教師はE男を呼んで話を聞いた。E男は小学校の時の悔しい思いを打ち明けるとともに、これからは、いじめをしないと約束をした。担任の教師は、約束をしたのだからいつかは解消するだろうと安心していた。

しかし、E男は直接手を下すことなく、かつてD男の被害を受けた仲間3人を使っていじめを続けた。

問題点は、いじめは自然に解消すると思い、教師が積極的に介入を行っていないところにあります。教師は、無関心、見て見ぬふりをしているわけではありませんが、いじめをしないと約束したE男の発言に安心し、いつかは解消するだろうと楽観視しています。このことが結果的に傍観することになり、いじめを継続することになっています。いじめの場合、一時の指導で終わることなく、一週間後、一カ月後、半年後というように継続的に子どもたちの行動を観察し、時間をかけて丁寧に指導していくことが望めます。

（「（6）教師の言動」は、福岡県教育委員会の研修資料「いじめのメカニズムとその対応」を参考にしています。）

(7) いじめを行う児童生徒への対応

対応のポイント

いじめた児童生徒への指導・援助は、いじめた児童生徒がいじめをしている自己を厳しく見つめ、いじめをしてしまった自己の心の有り様に気付き、自分の心の弱さを自ら乗り越えていくようにしなければなりません。そのために、十分な教育相談を行いましょう。頭ごなしに叱ったり、一方的・機械的に懲戒を行ったりするだけでは解決になりません。加害側の子どももまた傷つき、支援を必要としているので、どのような助けが必要なかを良く考え、適切に支援しましょう。

例えば、「どうしてそんなことをしたくなったのか」、「振り返ってみて、何が起こったのか語れるかどうか」問いかけてみましょう。まずは、本人の言い分を十分に聴き取ることが第一です。そして、その子どもの気持ちや背景を十分理解した上で、「理由はどうあれ、その行為自体は許されないことである」こと、その行為の結果に「どう責任を取れば良いかを一緒に考える」よう促しましょう。

行為自体をなかなか認めない場合は、「残念ながら事実を積み重ねるとあなたが加害側であると判断せざるを得ない」、「被害者の言い分や周囲の客観的な情報とあなたの認識が食い違っているのはなぜだろう？」などと問いかけながら、事実に向っていきましょう。

そして、いじめの事実を認めたときには、その勇気に敬意を表しましょう。子ども時代には失敗は誰にでもあるのだから、今後、失敗を重ねない工夫をするよう力付けましょう。この時、保護者も否認したい気持ちになっていたり、他の保護者との関係で孤立感を深めていたりすることがあります。子どもに対する場合と同様に、加害の事実を認める苦しさを理解し、他の保護者にも理解を求めて皆で子どもたちの育ちを支えていくことを提案しましょう。学校は、加害側であっても被害側であっても、在校生として責任をもって育てていくことを伝えましょう。

加害側の子どもの中には、「いつでも自分が悪者にされる」という気持ちから教師の問いかけに正直に答えない生徒もいます。「本当のことを言っても信じてもらえない」、「自分が悪いと言われるに決まっている」と諦めていて、投げやりになっている子どももいます。また、自分が悪いと分かっているにもかかわらず、言い逃れをしようとする子どももいます。これらの子どもと話していると、教師側に怒りや諦めの気持ちなど否定的な感情が生じやすくなります。これは、まさに加害側が日頃感じているものと同じ気持ちであることを意識して、できるだけ冷静に中立的な態度で聴くように注意しましょう。（詳細は「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」ぬくもりのある学校・地域社会をめざして 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ（第1次）」（平成19年2月文部科学省）に掲載されています。）

まとめると、次の点に配慮し、いじめた児童生徒から、いじめた動機やいじめているときの気持ちなどについて、十分に聞くとともに、いじめは人間を傷つける絶対に許されない行為であることに自ら気付くようにすることが重要です。

- ・児童生徒が自己を見つめることができる雰囲気をつくる。（個別に落ち着く別室で）
- ・児童生徒の心の動きを敏感につかみ、問いかける。
- ・児童生徒の心を開くよう心がける。
- ・児童生徒が、一方的に責められていると感じないように、自分で気付いていくようにする。
- ・教師の気持ちを語って聞かせることが必要な場合もあるが、感情的で一方的なものにならないようにする。

保護者対応

- ・家庭訪問を行い、いじめの事実だけを正確に伝える。
- ・保護者の心情（怒り、情けなさ、自責の念、今後の不安等）を理解する。
- ・いじめに対する学校の指導方針をはっきり伝え、保護者からもいじめの非人間性について話してもらうなど、今後の指導の在り方について共に考えていく姿勢をもつ。

謝罪指導のポイント

いじめの事例が、長期化していたり、深刻かつ非人道的であったりした場合に謝罪の会をもつ場合があります。しかし、謝罪の仕方や会のもち方により、被害者（特に保護者）の怒りがさらに増したり、被害者側の態度から逆に加害者側（特に保護者）が怒りをもったりすることがあります。本来解決の場である会が、問題をこじらせるとともに、新たな問題を引き起こし、解決を長期化させてしまう危険性があります。

謝罪の会は、加害者（本人、保護者）が、被害者の苦しみや悲しみなどの心情を十分に理解し、起こした非を認め、反省の気持ちを言動に表して、被害者へ伝えることで、問題の一定の解決を図っていくようにすることが重要です。

謝罪指導は、次の点に配慮して指導に当たります。

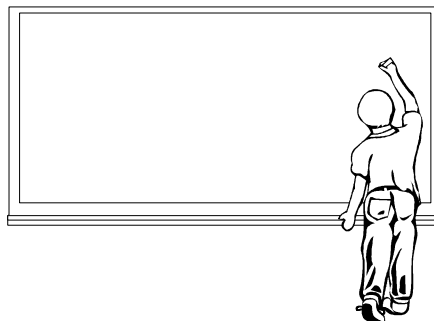
- ・性急にならず、加害者が厳しく自分を見つめ、心から反省し、自分から謝りたいと思えるようにする。（「自分が悪かった」と自分の親に自分の口で言えること）
- ・担任の判断だけで、加害、被害の児童生徒を呼んで、児童生徒間だけの謝罪で終わらせたり、保護者間に任せてしまったりしない。
- ・謝罪の会の開催については、被害者側の心情に寄り添い、被害者が強く開催を拒否する以外は、学校の責任で学校を会場にして計画を立てる。
- ・謝罪の会のもち方については、管理職の指導のもとに、期日、時間、場所、参加者、進め方等を十分に打ち合わせる。
- ・謝罪の会には、複数の職員（管理職を含め）が立ち会い、厳粛に進める。

いじめが犯罪行為に当たる場合の対応

いじめの内容によっては、その行為が犯罪行為に当たる場合があります。これら犯罪行為に対しては社会で許さない行為は子どもでも許されないとの認識に立ち、毅然とした対応をとらなければならない場合があります。緊急対応として、教育委員会や警察との連携・協力を行うことも必要になってきます。

- ・暴力行為により身体を傷つける。 【暴行罪・傷害罪】
- ・金品を脅し取る。 【恐喝】
- ・ものを売りつける。万引きを強要する。 【強要罪】
- ・メールやネット上の掲示板、ブログ等に誹謗中傷を書き込む。 【名誉棄損罪・侮辱罪】
- ・裸の写真や動画を撮影し、それをメールで送信したりネット上にアップしたりする。 【児童ポルノ法違反・強要罪・侮辱罪】

学校は、学校において犯罪行為に当たるいじめなどが行われた場合に、告発義務を有しています。教育的指導により改善が見込まれ、そのような指導が児童生徒の将来のためにも効果的である場合には、警察等の関係機関と連携しながら教育的指導によって改善措置を講ずる場合もあります。しかし、犯罪行為が重大な場合や指導を繰り返しても効果が見られない場合などは、告発を控えるのでなく、児童生徒の反省を促して規範意識を養うためにも、法律に則った措置が取られることが重要です。



(8) いじめられた児童生徒への対応

対応のポイント

傷つきの程度を見極め、回復のための方策をとることが第一です。その際、被害を受けた子どもは、いじめられていることを大人に話したことで、もっとひどいことにならないかと不安になっていることを十分に考慮しましょう。

例えば、話してくれた勇気に敬意を表し、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝え、必ず守り通すことを具体的に約束しましょう。守り方について、本人の希望を聞き、本人が安心できる方法を選択しましょう。また、感受性が高まりすぎて適切な判断ができなくなっていると考えられる場合には、客観的な情報を提供して、本人だけでなく保護者も交えて方策を決定していくようにします。(詳細は「いじめを早期に発見し、適切に対応できる体制づくり」ぬくもりのある学校・地域社会をめざして 子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議まとめ(第1次) (平成19年2月文部科学省)に掲載されています。)

具体的には、いじめられた児童生徒には「絶対に守る」という学校の意志を伝え、心のケアと併せて、登下校時間や休み時間、清掃時間などの安全確保に努めることが大切です。また、指導・援助については、次の点に配慮し、児童生徒が「自分は先生に理解されている」と感じ取れることを大切にして指導・助言に当たり、教師は心の支えとなることが重要です。

- ・教師は、児童生徒に深い愛情をもって、共感的理解に心がける。
- ・生育歴などについて前担任教師等から再度情報を得て、児童生徒への理解を深める。
- ・今後の解決に向けた指導・援助について、児童生徒に方針と見通しを話し理解と同意を得る。
- ・いじめられている側の気持ちを感じ取れる児童生徒に着目し、理解者を増やす。
- ・個別指導から始め、いじめを許さないという児童生徒が結集できる場の設定へと指導・助言を段階的に進める。

いじめられている児童生徒の心理

いじめられている児童生徒の心理は複雑かつ深刻です。その心理を十分に理解し、児童生徒を守り切る気概が教師には必要です。

遊びや日常生活の中で、ふざけ合ったり、じゃれ合ったり、小さいさかいがあったりするが、仲良しであり、対等の関係であると思っている。

からかいが続いたり、ふざけて攻撃を受けたりするようになり、だんだんと不快に感じるようになる。

からかったり、攻撃したりしてくる相手が多人数（普段は遊ばない仲間も加わってくる）になり、脅威に感じるようになる。

仲のよかった仲間だけでなく、周囲の全ての友達の言動や態度に過敏になり、それらに恐怖を感じたり、被害者意識が強くなったりする。

はやしたてたり、傍観者的な態度をとったりする仲間の様子に、抵抗心を失い、「訴え」をあきらめる。

担任などの教師や親に訴えると、仕返しがあったり、さらに「いじめ」がエスカレートしたりするのではないかと過剰に恐れる。

「いじめ」の被害に遭っていることを、自ら否定してしまう。

追い詰められ、耐えきれずに、「転校」を考えたり、「自殺」を考えたりする。

これらの心理を十分に理解した上で、適切に対応することが求められます。

保護者対応

- ・家庭訪問を行い、いじめの事実を正確に伝える。
- ・学校は、いじめについて全校で対応し、いじめられている子を全力で守り切るという姿勢を示す。
- ・今後のいじめに対する学校の指導方針をはっきり伝え、対応策等については十分に説明し、了承してもらい信頼と協力を得る。

別室での対応

いじめの事実が分かり、その解決までの間に被害者（時に加害者もあり得る）が教室に入りづらい場合があります。その際、無理に教室へ入れることは避け、本人や保護者の思いや意向を十分に聞いた上で、別室にて学習や生活ができるよう、次の点に配慮して対応する必要があります。

- ・相談室等にいる児童生徒（不登校傾向等）とは同室にせず、できるだけ一人でいられる部屋を確保する。
- ・常時教職員が付くことができる体制をつくり、心身の安定を保つ。
- ・教科担任教師とも相談し、一人でできる学習内容をはっきりさせて、本人が学習に取り組み易い状況をつくる。また、受けられなかった授業内容については、個別に指導を受けられる時間を確保する。

(9) いじめが解決した後の対応

経過観察・継続指導

いじめが解決したと思われた後も、学校が知らないところで陰湿ないじめが継続していたという事例も見られます。一週間後、一カ月後、半年後、卒業まで、継続的に児童生徒の行動を見守ったり、定期的に教育相談をもったりして時間をかけて、丁寧に指導していくことが重要です。次の点に配慮して経過観察・継続指導に当たしましょう。

- ・ どの教職員がどの児童生徒に、具体的にどのような関わりをしていくのが明確にする。(担任教師以外の他の教職員、養護教諭、スクールカウンセラー等相談員などとの連携)
- ・ 関係機関等との対応は窓口を一本化し、連携を取りやすくする。
- ・ 児童生徒が進級、進学することで、関わる教職員が変わる場合は、指導の経緯や教育相談の記録などを確実に引き継ぎ、指導を途絶えさせないようにする。

再発防止、未然防止に向けて

「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめQ & A」(平成22年6月国立教育政策研究所生徒指導研究センター)には以下の記述があります。

(略)つまり、小学校4年生から中学校2年生くらいまでのいじめは、被害にしても加害にしても、「週に1回以上」の高頻度の場合には40人学級換算でそれぞれ4～6人の経験者がいるにもかかわらず、そのうち3～4人は5～6カ月で新たな経験者に入れ替わり、「今までに1～2回」以上の場合には16人以上の経験者がいるにもかかわらず、そのうち5～6人は5～6カ月で新たな経験者に入れ替わる(のべでは20人以上になる)のです。決して一部の「常習的な」児童生徒だけが繰り返している問題ではないのですから、一部の「気になる子ども」だけに一生懸命に関わっていれば解決していくといったことにはなりません。また、事後対応をいくら徹底しても、新たな児童生徒が次々に被害者になり加害者になる状況が放置されている限り、状況は変わりません。いじめを減らすには未然防止の取組が不可欠というのは、至極当然の結論なのです。

再発防止、未然防止に関する指導は、決して過去の被害者や加害者に対してのみ行われるものではなく、全ての児童生徒に対して行われるべきものです。例えば、いじめの問題が解決した直後には、関係する児童生徒や保護者の了解の上で、学年集会や全校集会など、全ての児童生徒を対象にした指導が必ず必要です。「どの児童生徒も、いつでも、被害者にも加害者にもなり得る」ことを認識して、具体的な再発防止策、未然防止策を講ずることが大切です。

いじめが解決した後の対応として、再発防止、未然防止を意図した具体的取組例

としては、以下のようなことが考えられます。

教師主導の全校集会や学年集会、児童生徒の主体的な取組（児童会や生徒会など）
を生かした児童集会や生徒集会などによる全員を対象にした指導

道徳の時間や学級活動の時間、LHRの時間の指導

事例をもとにした定期的な全校職員を対象にした研修

定期的ないじめ対策委員会（仮称）の実施と、生徒指導に関する全校指導体制の
構築

日常的な実態把握のためのアンケート調査等の実施とその結果に基づく必要な取
組の実施

いじめの問題に対する学校や教職員の取組総点検の定期的な実施と結果に基づく
改善 など

学校(教師)としてのいじめ問題への基本姿勢の再確認

いじめの未然防止を考えるうえで注意すべきなのは、「いじめが起きれば気が付くはず」「常日頃から良く言い聞かせているから大丈夫」等の教師や親の慢心です。子どもの訴えや不審な行動に対して、誰か一人が軽い気持ちで甘い対応をすることが、いじめを見過ごしたり、大人への信頼を失わせたりして、最悪の場合には痛ましい事件が起きることにもなりかねません。これを避けるには、教師全員がいじめに対する甘い考えを捨て、学校全体として取り組む姿勢を堅持し続けることが大切です。（詳細は「いじめ追跡調査 2007-2009 いじめQ & A」（平成22年6月国立教育政策研究所生徒指導研究センター）に掲載されています。）

また、以下の姿勢を再確認し、粘り強い、毅然とした対応を心がけたいものです。

- ・ 人権尊重の精神「いじめは人間として絶対に許されるものではない」を一人一人の児童生徒へ徹底する。
- ・ 教職員は、「いじめはどの子にも、どの学校でも起こり得るもの」「だれもが被害者にも加害者にもなり得るもの」であることを認識する。
- ・ 学校から家庭や地域の方へ、いじめの問題に関する情報発信をするとともに、家庭や地域の方からの情報を収集し、家庭や地域の方の理解や協力を積極的に得る。



3 早期発見・早期対応について

(1) 好ましい共感的な人間関係の醸成

児童生徒理解の深化とともに、教員と児童生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤であると言えます。教員と児童生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと児童生徒と共に歩む教員の姿勢、授業等における児童生徒の充実感・達成感を生み出す指導、児童生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした指導などを通じて形成されていくものです。その信頼関係をもとに、児童生徒の自己開示も進み、教員の児童生徒理解も一層深まっていきます。

学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での児童生徒相互の人間関係の在り方は、児童生徒の健全な成長と深くかかわっています。児童生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい人間関係づくりは極めて重要です。人間関係づくりは教科指導やそれ以外の学校生活のあらゆる場面で行う必要があります。自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見付けようと努める集団、互いに協力し合い、よりよい人間関係を主体的に形成していこうとする人間関係づくりとこれを基盤とした豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもあります。

(「生徒指導提要」P2から引用)

従って、教師と児童生徒、児童生徒間の好ましい人間関係の醸成に努めることは、いじめの未然防止のみならず、早期発見につながる最も重要なこととなります。そのためにはまず、教師自身が児童生徒にとって信頼できる大人としての存在であるかどうかを見つめ直すことが大切です。児童生徒にとって学校で一番身近な存在である学級担任を信頼できることが、安心して学級内の児童生徒同士が好ましい人間関係をつくっていけることにつながるからです。

「不登校対策の手引き 心のキャッチボール(三訂版)」(平成22年3月岐阜県教育委員会)P56には、「学校生活を支える『信頼し合える人間関係づくり』がベース」として、以下のように示されています。これらのことができているかをチェックして、できていない内容について改善を図りましょう。

(はチェック欄)

(1) 教職員と児童生徒との人間関係づくりを大切に

ア 個性を尊重し、児童生徒の立場に立った人間味のある温かい指導を行う。

児童生徒一人一人がよさや可能性を発揮できるように、意図的・計画的な活動の場の設定や評価に努め、自己有能感をもたせる。

イ 日常から児童生徒一人一人との触れ合いを多くする。

よさを見つけてほめたり、わずかな進歩でもその努力を認めて励ましたりする。

学習面や生活面でつまずいている児童生徒の思いを積極的に受け止め、一緒に乗り越えようとする姿勢で、アドバイスしたり不安等を聞いたりする。

(2) 児童生徒同士の間関係づくりを大切に

ア 自分のよさと仲間のよさを知るようにさせる。

集団の一員として自分を発揮して活動する中で、自分のかけがえのなさに気付かせる。

自分のよさを知ると同時に仲間の大切さを知り、仲間から学ぶ姿勢をもたせる。

イ 互いの存在を認め合わせる。

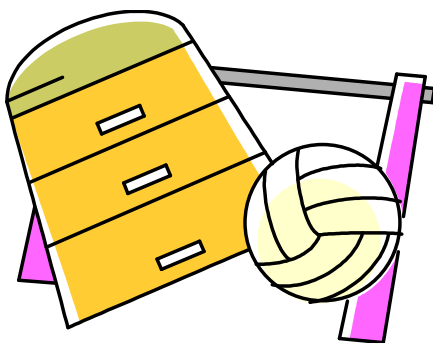
自分の思いや考えを言葉で表現させ、心を通い合わせる。

互いの違いやよさを認め合い、互いを大切に作る雰囲気をつくる。

共同で学習したり、作業の役割を分担し合ったりする中で、みんなで学ぶこと、グループで学ぶことの楽しさを知らせるとともに、仲間のために尽くす心を育てる。

誤解がある場合は、お互いに考えを交流させて解決の糸口を見つけさせる。

困ったことや難しいことがあれば、みんなに伝えて知恵を出し合い解決を図らせる。



(2) アンケート調査等の実施

アンケート調査は、児童生徒の個別の状況を把握して指導に役立てるだけでなく、学校全体の傾向を把握し、課題解決に向けた取組を策定する上で、とても重要です。

例えば、下の問1は、児童生徒一人一人の状況を把握し、個別面談につなげるなどして早期対応していくために活用できます。一方、問2は児童生徒が何にストレスを感じているかを把握することにより、学校や家庭での指導の在り方を考えていく上でも役立つ質問です。このように、アンケートを実施する際は、アンケート結果を活用する目的を明確にして設問を吟味することが大切です。

これらの事例は、「『いじめを予防する』～問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方～」(平成22年6月国立教育政策研究所生徒指導研究センター)に掲載されたものを抜粋したものです。

ストレス感情に関する項目が並んでおり、潜在的な課題を発見する際に有効です。

問1 あなたのさいきんの体や心のようすについて、いくつかききます。「よくあてはまる」から「ぜんぜんあてはまらない」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつをつけていってください。

	よく あてはまる	まあ あてはまる	あまり あてはまらない	ぜんぜん あてはまらない
ア 体がだるい	1	2	3	4
イ なんとなく、しんぱいだ	1	2	3	4
ウ いらいらする	1	2	3	4
エ 元気がでない	1	2	3	4
オ つかれやすい	1	2	3	4
カ さびしい	1	2	3	4
キ ふきげんで、おこりっぽい	1	2	3	4
ク あまりがんばれない	1	2	3	4
ケ ずつうがする	1	2	3	4
コ 気もちがしずんでいる	1	2	3	4
サ だれかに、いかりをぶつきたい	1	2	3	4
シ べんきょうが手につかない	1	2	3	4

次の項目の合計が小さいほどストレスが大きいと考えられます。

ア・オ・ケの合計 = 身体的ストレス尺度

イ・カ・コの合計 = 不安・憂鬱ストレス尺度

ウ・キ・サの合計 = 不機嫌・怒りストレス尺度

エ・ク・シの合計 = 無気力ストレス尺度

ストレッサー（ストレスの原因）に関する項目が並んでおり、潜在的な課題を発見する際に有効です。

問2 あなたは今の学年になってから、きょうまでに、つぎに書いてあるような、いろいろなことが、どのくらいありましたか。「よくあった」から「ぜんぜんなかった」までの4つの中から、いちばん近いと思う数字に、1つずつをつけていってください。（イ以降の選択肢は省略）

ア 先生が、よくわけを聞いてくれずに、おこった

よく あった	たまに あった	あまり なかった	ぜんぜん なかった
1	2	3	4

イ ベんきょうのことで、友だちにからかわれたりばかにされたりした

ウ じゅぎょう中、わからない問題をあてられた

エ うちの人、べんきょうのことをうるさく言った

オ 先生が、あいてにしてくれなかった

カ 顔やスタイルのことで、友だちにからかわれたりばかにされたりした

キ じゅぎょうが、よくわからなかった

ク うちの人、友だちやせいかつのことをうるさく言った

ケ 先生が、えこひいきをした

コ じぶんのしたことで、友だちから悪口を言われた

サ テストの点が、思ったよりわるかった

シ うちの人、のきたいは、大きすぎると思った

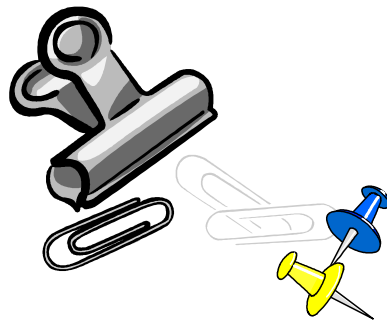
次の項目の合計が小さいほどストレッサーが大きいと考えられます。

ア・オ・ケの合計 = 教師ストレッサー尺度

イ・カ・コの合計 = 友人ストレッサー尺度

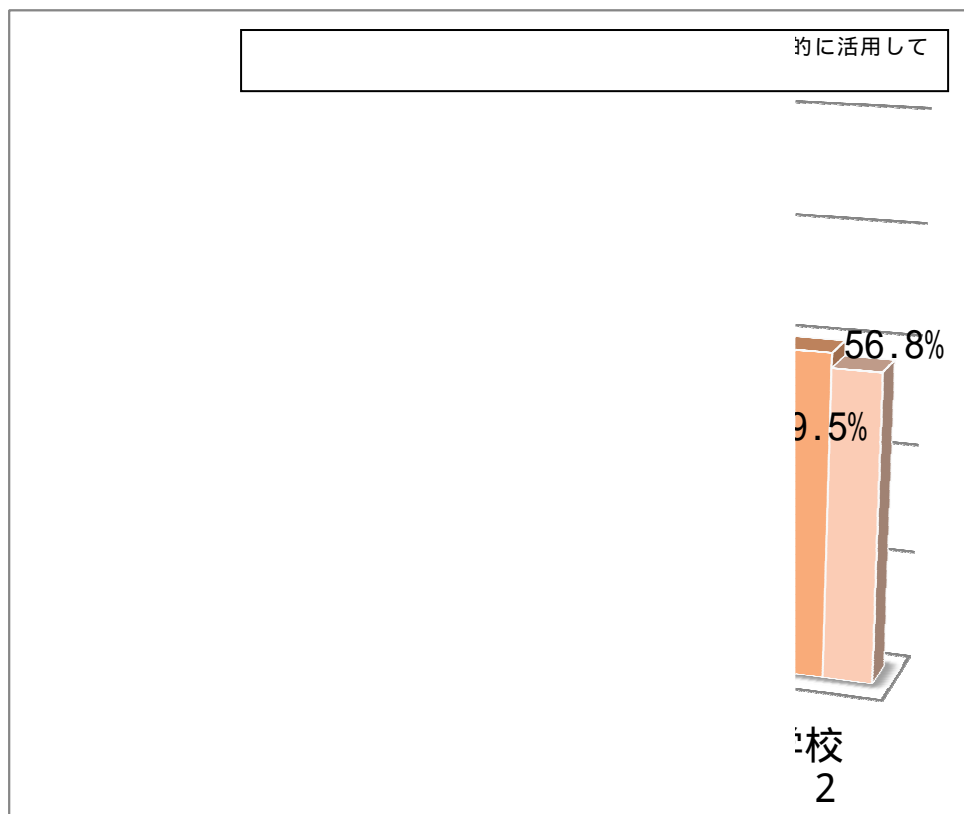
ウ・キ・サの合計 = 勉強不機嫌・怒りストレス尺度

エ・ク・シの合計 = 無気力ストレス尺度



(3) スクールカウンセラー等、養護教諭など校内の専門家との連携

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）結果によれば、学校におけるいじめの問題に対する日常の取組の内訳（学校総数に対する割合）において、「スクールカウンセラー、相談員、養護教諭を積極的に活用して相談にあたった」学校の割合は以下のとおりです。



いじめに限らず、児童生徒の問題行動全般について、専門家としてのスクールカウンセラーや相談員、養護教諭の活用が積極的に図られるようになってきました。中でも、養護教諭との連携は非常に大切です。保健室は、児童生徒のいじめのサインをいち早くキャッチできる重大な場所です。保健室の利用件数について、校種を問わず心の問題が体の問題を上回るという報告（日本学校保健会）があることから、児童生徒の心の健康問題を把握し支援する中心的な役割を担うことが養護教諭に求められていることが分かります。

児童生徒に関わる全ての教職員が養護教諭との連携を密にし、特に以下の点に留意します。

- ・学級担任と養護教諭は、児童生徒の小さなサインも見逃さないで、気になることについてきめ細かい情報交換に努める。
- ・職員会議や校内研修会等で保健室の利用状況などについて説明の機会をもつ。
- ・保健室での相談活動に対する全職員の共通理解を深める。
- ・保健主事・養護教諭を中心に保健室経営の充実に努める。

また、スクールカウンセラー、相談員等との連携も重要です。不登校対策だけではなく、いじめの問題への対応についてもスクールカウンセラー等の専門性を活用することが有効な場合が多くなってきています。支援の在り方や実際の対応をスクールカウンセラー等に任せきりにすることなく、教育相談のよきパートナーとして教育相談体制を機能させることが大切です。スクールカウンセラー等との連携のポイントなどについては「不登校対策の手引き 心のキャッチボール（三訂版）」（平成22年3月岐阜県教育委員会）に示されています。

1 スクールカウンセラーの役割を明確に

スクールカウンセラーは、大きく次の職務を担っています。

- (1) 児童生徒及び保護者へのカウンセリング
- (2) 学校の教職員の教育相談に関する助言・援助
- (3) 教育相談委員会やケース会議への出席とコンサルテーション（助言）
- (4) 教育相談に関する講演会や研修会等の実施
- (5) 校区の小学校における緊急的な教育相談に関する対応

2 教育相談主任のきめ細かい調整が不可欠

スクールカウンセラーの勤務日には、次のようなことに留意します。

- (1) 当日の勤務内容に関する打ち合わせと児童生徒に関する情報の提供
- (2) カウンセリングや相談の内容に関する情報の整理と今後の支援**方策**の検討
- (3) 勤務実績簿や勤務記録・援助記録の整理
- (4) 担任・管理職などへの情報の提供
- (5) 次回の勤務日までの教育相談に関する確認と、次回の勤務内容**について**の確認

3 教職員が気軽に相談できる場のひと工夫

次のような工夫が大切です。

- (1) 勤務日の活動（どこで何をしているか）についての全教職員への周知
- (2) 校長や教頭との意見交流の機会の確保
- (3) 学年会などへのオブザーバーとしての参加
- (4) 各先生との懇談機会の確保（15分程度でもよい）
- (5) スクールカウンセラーと共有した情報についての担任との連携

4 スクールカウンセラーの持ち味を生かすコーディネートも必要

女性が男性か、年配か若いかなど、活発な感じが落ち着いているか、今までにどのような経験をもっているか、子育ての経験があるかなど、個性や持ち味を熟知していると、児童生徒や保護者につなぐとき役立つことが多いものです。

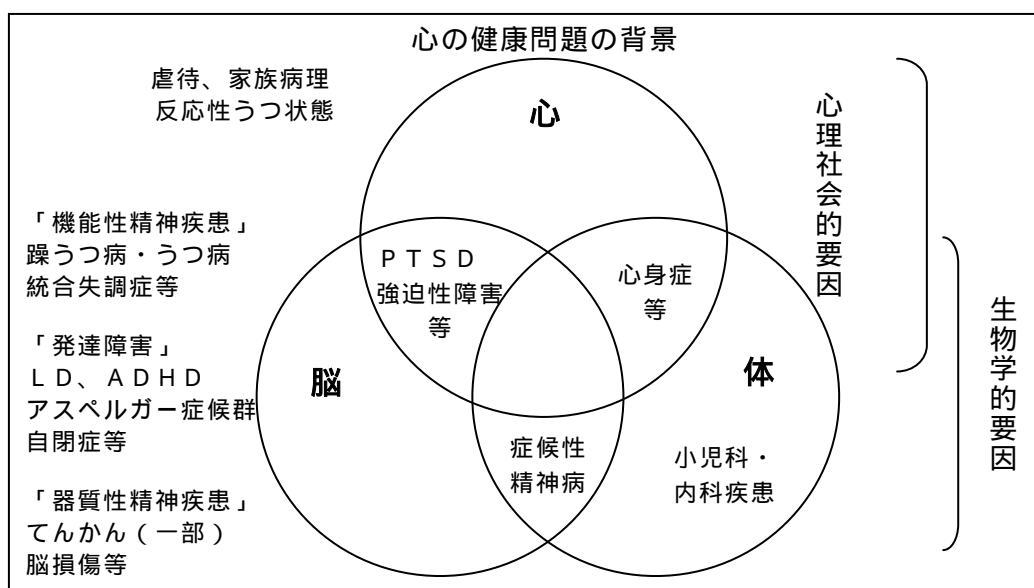
5 丸投げしない、抱え込まない、・・・共に育てる意識を大切に

専門家が身近にいと、頼りすぎてすべてを任せてしまいたくなくなることがあります。逆に、責任感やプライド等から、自分が担任する児童生徒の問題について、「私の責任でやります」と自分だけで抱え込んでしまうことも起こり得ます。このどちらも、児童生徒のためにはなりません。

また、養護教諭やスクールカウンセラー等との連携を図る上で、まず教職員全員が児童生徒の心の健康問題の背景を正しく理解することが重要です。

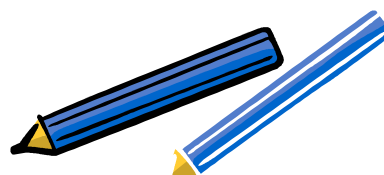
学校を対象とした近年の調査では、子どもが抱える心の健康問題が多様化、深刻化しており、その一部には社会環境の変化による影響が見られるものの、解決に向けて児童精神医療との連携を必要とする問題が多いことが明らかになっています。このような状況を受け、学校保健安全法では、学校保健を重視した学校経営、健康観察、養護教諭を中心とした関係教職員等と連携した組織的な保健指導の充実などが図られています。子どもの心の健康問題に適切に対応するには、学校保健を担う体制づくりを充実させ、教職員が子どものメンタルヘルスの正しい知識をもつことが必要です。

メンタルヘルスとは、精神的健康の回復・保持・増進に関わる専門領域を総称する言葉であり、精神医学がカバーする領域にほぼ相当していると言えます。具体的には、心理的ストレスや悩み、虐待や事件・事故・災害などの環境要因・外的要因による心身の不調、環境とは別に個人が生まれつきもつ素質と関連する問題、脳に生じた異変による問題(てんかんの一部、脳損傷など)、体に基礎疾患をもつ心身症など多岐にわたっています。



「教職員のための子どもの健康観察の方法と問題への対応」

(平成21年3月文部科学省) P20から引用



(4) 児童生徒の発するサイン ～いじめの早期発見～

日常生活の中で、児童生徒は様々な悩みや不安に伴うサインを、言葉や表情・しぐさなどで表しています。教師は一人一人の児童生徒が救いを求めて発するどんな小さなサインも見逃さずに、未然に指導・援助することが大切です。次の表に示すような内容には特に注意し、該当する場合は個別面談を実施するなどして状況を把握することが大切です。

小さなサインを見逃さない - 最近こんな様子は見られますか？

学校で

(はチェック欄)

はっきりしない理由で、欠席・遅刻・早退が増えてきた。
 浮かぬ顔をしており、目立って元気がなくなってきた。
 給食を残すなど、食欲がなくなってきた。
 いつも遊んでいる友達と遊ばなくなった。
 授業時間に一人遅れて入ってくることが多くなった。
 忘れ物が多くなったり、ポーツとしてもの思いにふけったりすることがたびたびある。
 衣服が破れていたり、泥が付いていたりすることがある。
 顔や手足などにすり傷や打撲の跡がたびたびある。また、わけを聞いても「自分で転んだ」などと言う。
 持ち物がなくなったり、隠されたり、落書きされたりすることがある。
 授業中に、だんだん発表しなくなったり、発表するとひやかしの野次が飛んだりすることが増えてきた。
 体の不調を訴えて、保健室へ行くことが多くなった。
 教師に何か相談したい素振りで、職員室前をうろうろしていることがある。

家庭で

口数が少なくなり、目立って元気がなくなってきた。
 学校へ行きたくないなどと言い出すことが増えてきた。
 食欲がだんだんなくなってきた。
 朝、起きた時や登校時になると体の具合が悪くなったり、異常を訴えたりすることがたびたびある。
 学校を早退することが多くなった。
 部屋に閉じこもって、誰とも話をしなくなった。
 友達の話をして全然しなくなった。
 衣服が汚れていたり、怪我をして帰宅したりすることがよくある。
 持ち物がなくなることがよくある。
 不審な電話がかかってきて、親が出ると切れてしまうことがある。
 家庭から品物やお金をたびたび持ち出すようになった。

いじめは、陰湿で教師の目の届かない所で行われていることが多く、それを見抜く教師の確かな目が必要です。日常の教育活動の中で、いじめを見抜くためには、次のような状況がないかどうかを常に観察する習慣を付けることが大切です。

いじめを見抜く教師の目をもつ - 最近こんな状況は見られませんか？

教室外で

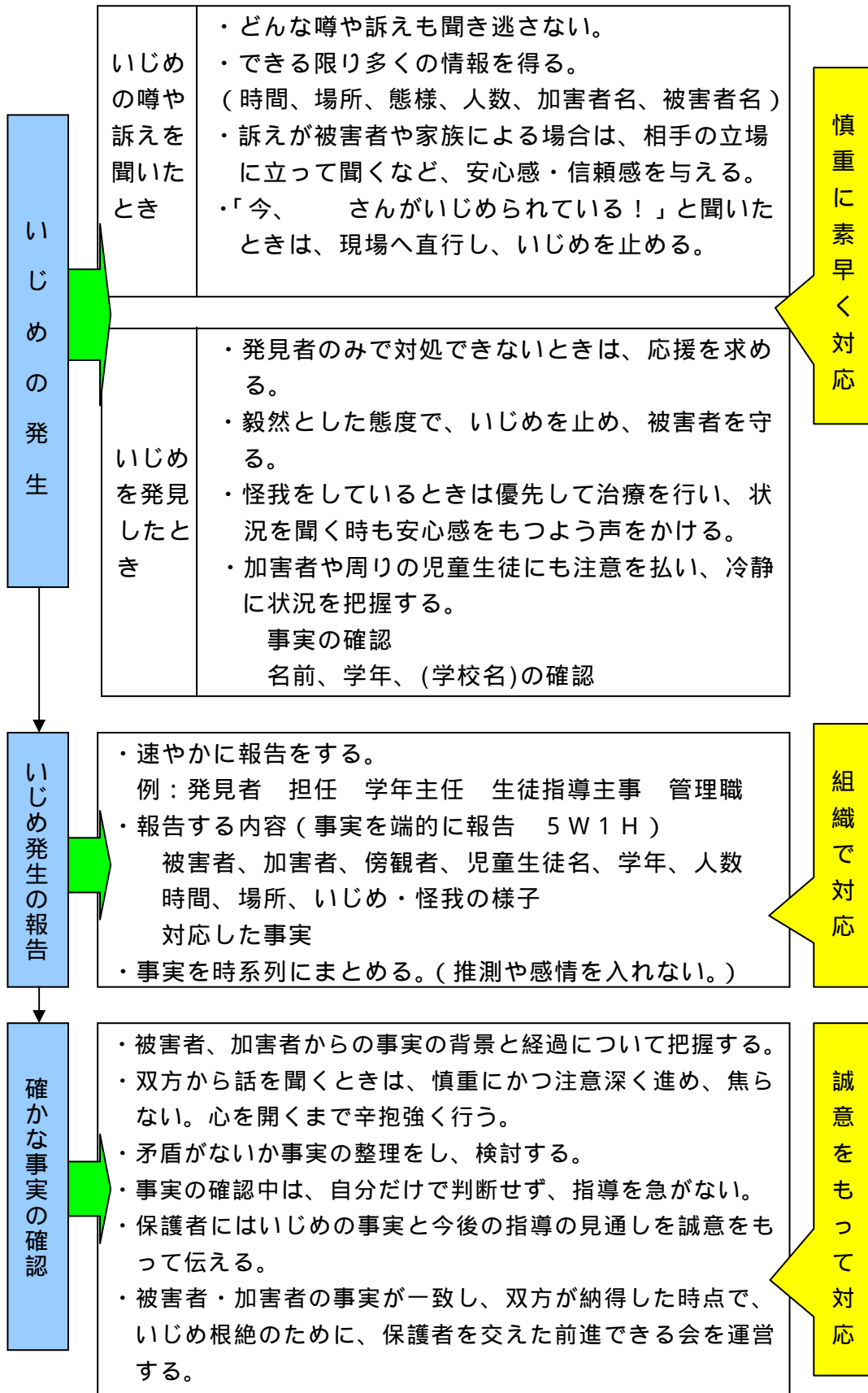
学級の枠を越えて、他の学級の児童生徒が出入りしていないか。
学級の枠を越えて、何人かでこそこそと話し、教師の目を避けていないか。
教師が現れると、急によそよそしくなったり、しらけたりしてしまう雰囲気はないか。
廊下などで教師の視線から逃げようとしている児童生徒はいないか。
給食や掃除のとき、いつも特定の児童生徒が当番をやっていないか。
掃除や休み時間にトイレで群れになっている児童生徒はいないか。
教室以外の場所で、一人でうろうろしている児童生徒はいないか。
休み時間に、トイレに閉じこもっている児童生徒はいないか。

教室内で

最近、欠席・遅刻・早退が目立って増えてきた児童生徒はいないか。
いつもと表情の違う児童生徒はいないか。
何となく気掛かりな行動の児童生徒はいないか。
休み時間や給食の時間にひとりぼっちでいたり、食欲がなかったりする児童生徒はいないか。
何となく話したそうな素振りをみせる児童生徒はいないか。
授業中の発言、態度、表情、振舞いなどに、これまでとは違った点が見られる児童生徒はいないか。
授業中などに、ひやかされたり野次がとんだりしている児童生徒はいないか。
授業中などに、いつも特定の児童生徒が道具の後片付けをしていないか。
持ち物がよく隠されたり、落書きをされたりしている児童生徒はいないか。
班決めや席替えのとき、みんなに敬遠されている児童生徒はいないか。
机や椅子が壊されたり、汚されていたりする児童生徒はいないか。
生活の記録ノート、班日誌、作文、絵などにいじめのサインが表れている児童生徒はいないか。
保健室へよく行く児童生徒はいないか。
机、椅子、ロッカーなどの名前のラベルに落書きをされたり、はがされたりする児童生徒はいないか。

(5) 事実関係の把握と対応 ~いじめの発見から事実確認~

いじめの発生時の教師の基本的な対応



学級担任のとるべき対応

< 被害者への指導・援助 >	< 加害者への指導・援助 >
<p>被害者への深い愛情と理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 絶えず心の支えとなるよう継続して援助をする。 <p>集団内の理解者の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 信頼できる仲間が身近にいることを実感できるようにする。 <p>集団内のリーダー育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人的な好き嫌いという立場でなく、公平な立場を取れるリーダーを育てる。 <p>保護者への誠意ある対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護者との連絡を密にし、家庭及び学校での様子を共有し、安心感を抱いてもらえるようにする。 	<p>加害者の自己指導能力の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己を厳しく見つめる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己の心の在り様に気付かせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 心から反省し、改善すべき点を具体的な生活の中で見付けさせる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 仲間からの見届けや励ましを位置付ける。 <p>保護者への誠意ある対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小さな変容についても報告し、安心感を抱いてもらえるようにする。 <p>加害者への深い愛情と理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 精一杯の努力をして立ち直れるよう継続して援助をする。

学校の取るべき対応

組織的な対応

- ・ 全教職員が共通理解し、校長を中心とした指導体制で臨む。
- ・ いじめの総点検を実施する。
- ・ 指導の在り方の共通理解と連携した指導の展開を実施する。

当事者の家庭との連携

- ・ 児童生徒のために最善を尽くすという姿勢で誠意をもって対応する。
- ・ 状況説明、経過報告、謝罪、今後の指導等、懇談や会の目的を明確にし、学校の指導について理解・協力を得られるようにする。

タイムリーな集団への指導

- ・ いじめの問題を当事者だけの問題として指導するのではなく、誰もが安心して生活できる学校づくりという視点で関連付けて取り上げる。
- ・ 場合によっては、学年集会、全校集会を開いていじめの事実を話し、みんなで考える場をもつ。

保護者、地域との連携

- ・ いじめへの対応方針の説明や協議の場を通して、理解・協力を得る。

(6) 関係機関との連携

「生徒指導資料第4集『学校と関係機関等との連携～学校を支える日々の連携～』」(平成23年3月国立教育政策研究所生徒指導研究センター)では、これからの連携の在り方について以下のように述べています。

文部科学省が公表した「生徒指導提要」(平成22年)では、関係機関等との連携について、児童生徒の発達を促すための連携と、問題行動等への対応を行うための連携の二つを示している。言い換えれば、日常の教育活動の中で講師等を依頼したり、児童生徒に関する情報交換を行ったりするなど、健全育成やネットワークの構築等のために行う「日々の連携」と、学校だけでは解決が困難な問題行動等が発生した場合などの対応のために行う「緊急時の連携」の二つである。

学校が関係機関等との「日々の連携」を丁寧に行えば、問題行動等の減少や、学校や家庭、地域の教育力の向上が期待できる。また、日ごろから関係機関等との交流があれば問題行動等が発生したときに相談しやすく、円滑で適切な「緊急時の連携」につながる。連携は、人と人のつながりが基盤だからである。こうした点を踏まえ、連携を考える際には「日々の連携」と「緊急時の連携」の二つの視点を意識することが大切である。

いじめの問題については、学校のみで解決することに固執してはなりません。これらの2つの視点を意識した連携がやはり大切になります。つまり、教育委員会との連携を密にするとともに、必要に応じ、子ども相談センターや警察などの地域の関係機関との連携・協力が必要です。

教育委員会との連携

事案の記録を時系列で確実に残しておくこと(事案の記録を残す担当者が位置付いていること)

報告は事案の緊急性や重大性を十分に考慮し、迅速で適切な対応をすること(市町村教育委員会、県教育委員会等へも波及しそうな事案・意見・要望については一報を入れること)

重篤事案の際の第一報は、誰が、どのタイミングでするのか日ごろから確認しておくこと(電話による一報も必要であること)

<一報の内容>

- ・何が ・いつ ・どこで ・誰が ・概要(発生原因)
- ・被害者の保護措置 ・学校の様子 ・二次被害や再発防止の対応
- ・公的機関(警察、子相等)やマスコミ等の関係の有無

場合によっては、市町村教育委員会へ出向いて報告すること

日ごろ(何も無いとき)から、教育委員会担当者との適切な連携を図ること
学校との役割分担について事前に調整しておくこと

警察との連携

「犯罪」は通報が原則である。教育的配慮も大切だが、被害者(児童生徒・保護者)の心情に寄り添うことを基本にして連携を図ること

- ・被害者が被害届けを提出する場合も、積極的に関わる姿勢を示すこと

被害者救済や保護、二次被害、再発防止のために、迅速に連携・協働し、助言を求めたり情報を共有したりする姿勢をもつこと

場合によっては、複数の職員で警察へ出向いて連携を図ること

連携の際の具体的手順と校内での窓口を教職員に明示しておくこと

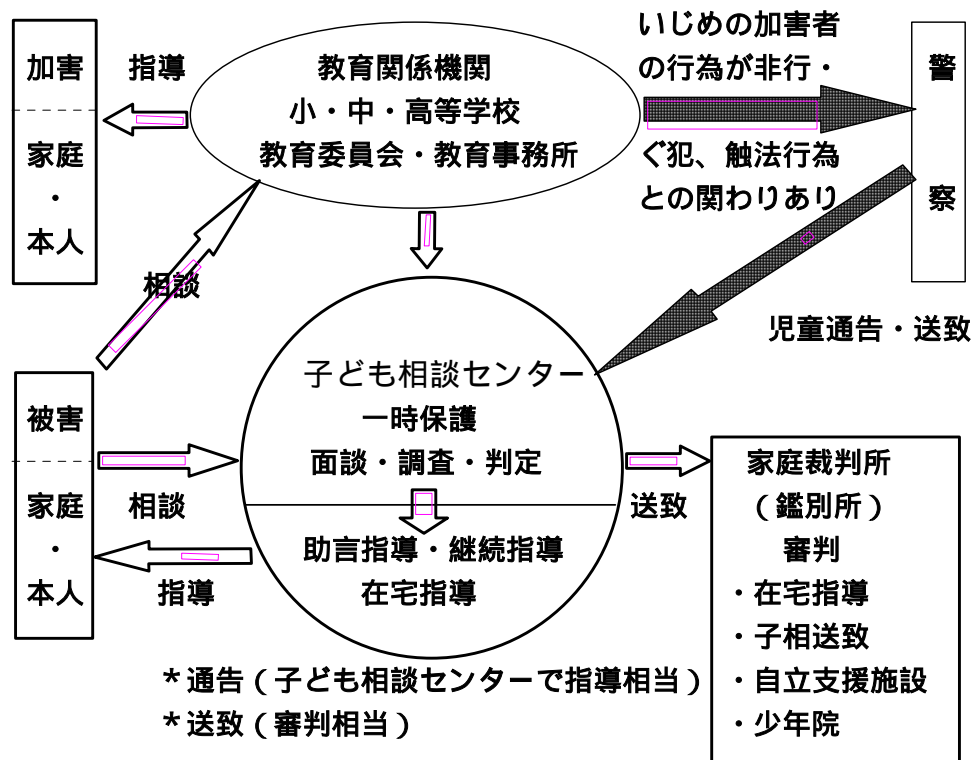
日ごろから連携をとり、担当者と人間関係を築いておくこと

子ども相談センターとの連携

子ども相談センター（児童福祉法に基づく児童福祉の専門機関）は、次のような機関であることを認識して連携を図ること

- ・ 非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉に関するあらゆる相談を受けられることができる機関
- ・ 必要に応じて家庭や生活歴、発達、性格、行動など専門的な角度から総合的に調査し、児童の一時保護や児童福祉施設に入所させたりするなどの処遇を行う機関
- ・ 家庭裁判所との関わりをもつ機関

いじめ事案に関わる子ども相談センターの動き



(7) 全教職員の対応による教育相談の体制

中学校学習指導要領解説(特別活動編)には、「教育相談は、一人一人の生徒の教育上の問題について、本人又はその親などに、その望ましい在り方を助言することである。その方法としては、1対1の相談活動に限定することなく、すべての教師が生徒に接するあらゆる機会をとらえ、あらゆる教育活動の実践の中に生かし、教育相談的な配慮をすることが大切である。」と述べられています。そのためには、教育相談に対する教職員一人一人の意識を高め、学校が一体となつて対応することができる校内体制を整備していくことが必要です。つまり、問題を抱えている児童生徒を対象にした問題解決的な教育相談の充実と共に、全校児童生徒を対象とする開発的教育相談、問題が発生しそうな児童生徒に働きかける予防的教育相談を充実させていくことが大切です。

生徒指導提要P97～98には、次のような教育相談の評価の基本的な観点が示されています。これらの観点に沿って評価をし、具体的な改善策を考えていくことが教育相談体制の充実につながります。

(はチェック欄)

学校の教育目標や年間の重点目標を踏まえて、生徒指導の全体計画の一環として具体化された相談計画が立案されているか。特に、学級担任・ホームルーム担任の行う教育相談の計画と学校全体についての教育相談部(係・委員会等)の計画とに整合性があるか。

事例研究会等の校内教育研修会の企画や運営が適切に行われ、学校の生徒指導上の課題解決に役立ったか。事例やテーマの設定についての希望調査及び実施後のアンケート等が行われたか。

相談にかかわる情報や資料を、児童生徒や保護者に適切に提供し、また、十分な広報活動が行われたか。諸情報の呈示や印刷物による配布等、情報の提供及び伝達の仕方が適切だったか。

相談室の施設・備品等の整備が図られ、児童生徒や保護者を対象とした個別の相談活動が適切に行われたか。相談の記録、保存等は適切か、また、相談の秘密は守られたか。

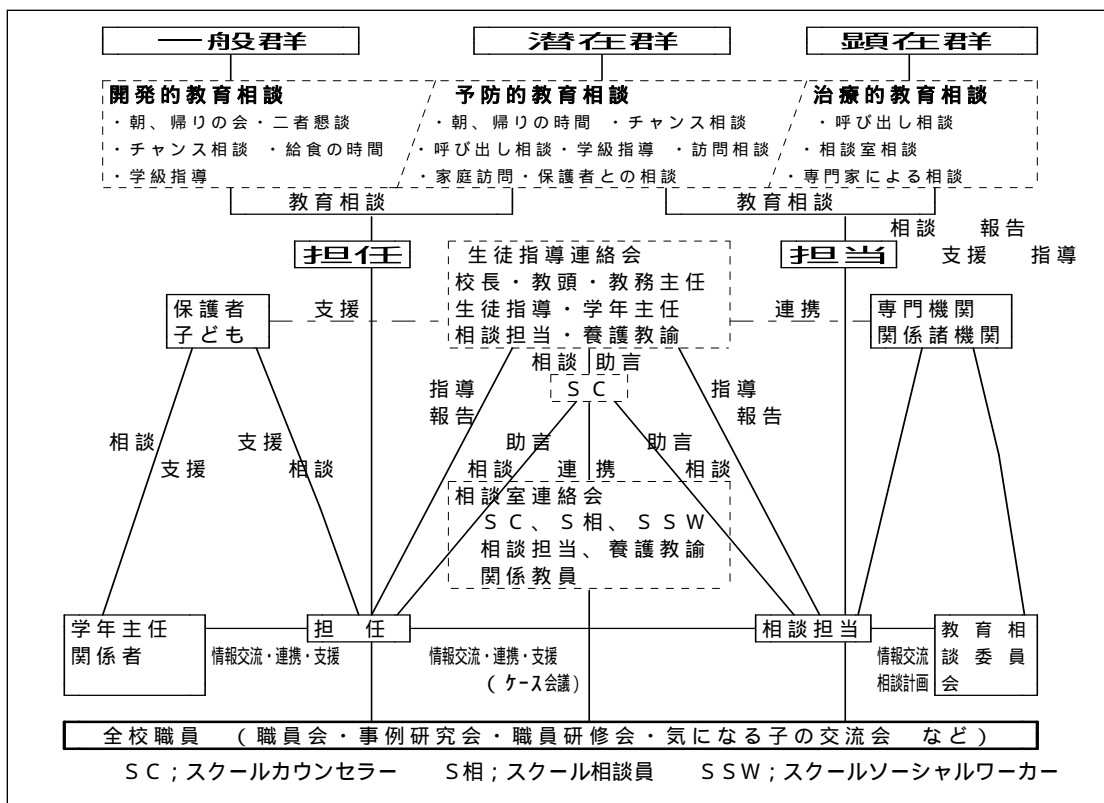
校内の他の分掌組織との連携による児童生徒への成長を促すような指導・援助が適切に行われたか。例えば、学習面での教務部や学習指導部との連携、また、進路面での進路指導部との連携が十分に図られたか。

校内連携だけでは対応が難しい教育相談ケースに対して、校外の専門家や専門機関との連携体制の構築が十分に図られたか。特に、学校・保護者・専門機関の連携に基づいて、児童生徒の指導と援助が適切に行われたか。

その他、突発的で緊急を要する相談や危機対応に応じられる体制を整備できたか。特に、PTSD(心的外傷後ストレス障害)に対する「心のケア」体制が十分に整備できたか。

次の頁に掲載したA中学校では、開発的教育相談、予防的教育相談、治療的教育相談(問題解決的な教育相談)が位置付き、必要に応じてスクールカウンセラー等の専門家と相談したり、助言を受けたりできるような教育相談体制となっています。また、B中学校では、いじめ、不登校、発達障がい等、児童生徒の状況に応じてケース会議のメンバー構成を考え、教職員の役割分担を明確にした支援ができるような教育相談体制となっています。

A 中学校の教育相談体制（スクールカウンセラー等活用事業実施計画書より）



B 中学校の教育相談体制（スクールカウンセラー等活用事業実施計画書より）

